

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う対応について

今般、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震を受け、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）が発表されたことを踏まえ、危機管理マニュアル等を再確認し、必要な水道施設の点検を実施するなど、特に下記の点に注意の上、事前の防災対策に万全を期すとともに、情報連絡体制の早期確保など被害情報の収集・報告を適切に行うようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、周知・助言方お願いいたします。

記

- 後発地震発生後に速やかに水道施設の被災状況を把握し、必要な応急対策が実施できるよう、事前に安全確保にも配慮した点検体制や点検に必要な資機材を確認すること。
- 後発地震発生後に速やかに必要な応急給水活動が実施できるよう、事前に応急給水体制や応急給水活動に必要な車両、資機材等を確認すること。また、応急給水活動等に関わる関係機関との連絡体制の確認を行うこと。
- 後発地震発生後の電力、薬剤や燃料等の長期的、広域的な供給停止に備え、自家発電設備等の燃料の備蓄状況や補給体制、応急復旧資機材の配備状況などを再確認すること。
- 施工中の水道工事については、速やかに作業員等の安全確保が可能な体制の構築に努めること。
- これらの措置を行う場合においては、職員等の安全に配慮すること。
- 水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「健康危機管理の適正な実施並びに水

道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和6年4月3日付け国水水第1号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知)に基づき、速やかに報告すること。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

杉本 信雄 sugimoto-n25c@mlit.go.jp

小家石 龍祐 koyaishi-r2sn@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111 (内線 34-443、34-439)

直通 03-5253-8819